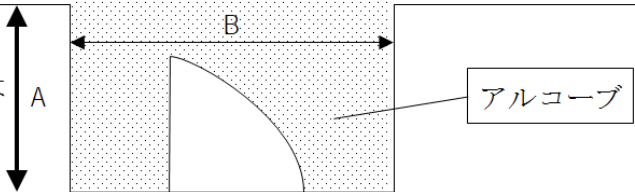


集団規定	法第 52 条	作成（改訂）日
	容積率	令和 4 年 3 月 1 日 （令和 7 年 4 月 1 日）
共同住宅のアルコーブの取扱いについて		
以下のいずれかに該当する場合は、共同住宅のアルコーブ部分については法第 52 条第 6 項第 2 号に該当する部分として取り扱うこととする。 条件 延べ面積が 1,000 ㎡以上の共同住宅以外で、共用廊下とアルコーブの間に門扉等がなく、かつ、アルコーブ部分の奥行 A は 1.0m 程度とし、それよりも大きくなる場合は、アルコーブの有効幅員 B が建築基準法上の規定の廊下幅員以上とする。 延べ面積が 1,000 ㎡以上の共同住宅で、条件 ①、かつ、アルコーブの有効幅員 B が練馬区福祉のまちづくり推進条例で求められる廊下の幅員以上あること。		
共用廊下 条件②に該当する場合 Bは有効幅員1.2m以上 条件①に該当する場合 奥行Aが1.0m以上ある場合は Bの有効幅員について 建築基準法上の規定の 廊下幅員以上とする 		
技術的助言など		
参考文献など	練馬区福祉のまちづくり推進条例	